

幕末における農民の家庭生活に関する一考察

(第1報：家庭経営) — 尾張国中嶋郡長野村の場合 —

久武綾子・林朱美*

Ayako HISATAKE Akemi HAYASHI

(家政学教室)

はじめに

1603年、徳川家康によってひらかれた江戸幕府は、18世紀になると経済状態のゆきづまりから動揺しはじめた。当時の幕府の財政難から農民たちは厳しい年貢の取り立てに苦しんだ。幕府も享保・寛政・天保の改革を行ったが、相次ぐ天災と凶作によって大飢饉となり、あちこちで百姓一揆や打ちこわしが起きた。そのうえ自給自足をたてまえていた農村に貨幣経済が入りこみ、農民たちの生活はいつそう苦しくなった。困った農民たちは禁令を破って土地を売り、小作農に没落していった。一方、大きな農家ではそれら貧農の土地を買い取ってますます大きくなり、酒屋や高利貸などの利益の多い商売を始める者も現れた。このような江戸時代の農民たちの生活はいろいろな視点から研究されている。

しかしそのような研究報告の多くは特定の地域に関するものが多い。それは江戸時代には現在のような全国的な規模の調査や統計はなく、残された史料は各村単位で行われた宗門改帳や人別改帳が殆んどだからである。私たちは様々な地域の農民たちの生活をいろいろな文献からみていくうち身近な尾張や三河における農民たちの家庭生活に興味を抱くようになった。たまたま共同研究者の出身地にあたる尾張国中嶋郡長野村(現在の愛知県稲沢市長野町)における幕末期の史料¹⁾が稲沢市立図書館で借りられた。その史料の調査分析を試みたが、本稿では紙幅の都合で農民の家庭生活のうち家庭経営について報告する。

I. 研究方法

1. 研究史料

本稿では、現存する『長野村史』¹⁾に収められている「尾張徇行記」「寛文覚書」「村中人数書上帳」「百姓家数牛馬数書上帳」「御物成勘定帳」「御年貢米納所切訳張」「人別改帳」「宗門改帳」「田畑御案内帳」等を用いた。上記『長野村史』とは長野町に現住の村瀬甫伯氏**のもとに所蔵されている江戸から明治期の貴重な文書をかつて長野町に在住された土方(現姓山口)春代氏が筆写され謄写刷で刊行された約30冊をいう。その長野村史は『新修稲沢市史』編纂の際、長野村『村瀬家文書』として、その一部が所収され活字として刊行された。²⁾

* 名古屋市立西山小学校教諭

** 村瀬家は史料によると²⁾安政元年(1858)以後、庄屋を勤め持高30石余りの長野村では最大の持高百姓であった。なお共同研究者の林は、村瀬氏を訪れ『村瀬家文書』のいくつかを写真に撮らせてもらったが本稿では割愛する。

2. 研究方法

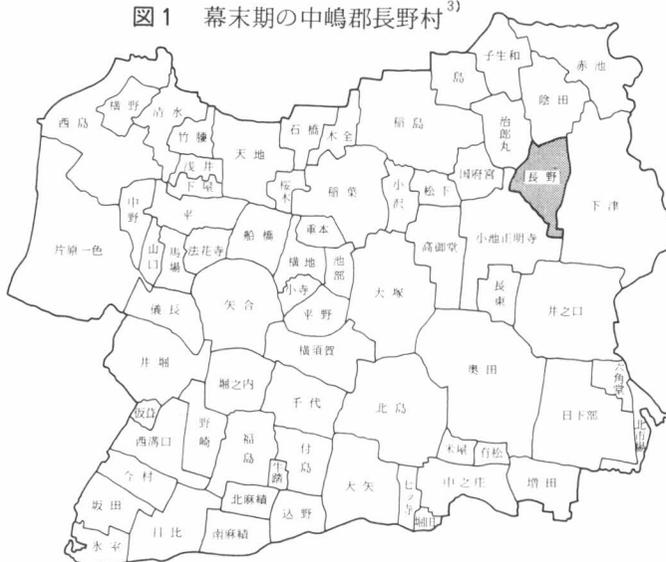
本稿では上記『長野村史』に収められている数多くの史料を調査分析し考察する。

Ⅱ. 調査内容および分析と考察

1. 調査対象『長野村』の概要

(1) 長野村の概況：鎌倉時代に再興された真言宗万徳寺を中心に形成された純農村であった尾張国中嶋郡長野村は、その後何回か地名が変わり現在は愛知県稲沢市長野町(JR稲沢駅を中心とした商業・住宅地)となっている。図1にみられるよう中嶋郡の東部に位置し、東西6町・南北6町12間の大きさである。

図1 幕末期の中嶋郡長野村³⁾



(2) 長野村の戸口・馬数

表1に示す。

(3) 長野村の田畑面積と石高

表2に示す。

表1 長野村の戸口・馬数

1672 (寛文12)	戸	58 (6)
	口	354 (30)
	男女	188 (16)
	馬	166 (4)
1822 (文政5)	戸	2 (2)
	口	67
	男女	236
1858 (安政5)	戸	不明
	口	不明
	男女	1
	馬	59 (4)
1858 (安政5)	戸	301 (17)
	口	158 (8)
	男女	143 (9)
	馬	2

表1の注

1672年は『寛文覚書』より
1822年は『尾張御行記』より
1859年は『村中人数書上帳』『百姓家数牛馬数書上帳』より
数字を引用したものである。
()内は寺領分, 1822年は寺領分については不明である。

表2 長野村の田畑面積と村高

田畑面積	田畑計	35,7150 町
	田畑	15,5428 町 20,1722 町
村高	元高	385石3斗1升7合
	概高	604石 4升5合

『尾張御行記』により作成

2. 江戸時代の税制⁴⁾

幕府や藩の財政の基盤は、農民の負担する貢租であったため農民たちは本途物成といわれる田や畑にかかる年貢のほか高懸り物（高一分米、三役銀）、年貢懸り物（三升口米、七升口米、七合物）、綿布役銀、夫役など多くの負担が課せられていた。

年貢をどれだけ納めるかということは、農民にとっても藩にとっても非常に大切なことであった。年貢の決め方には検見法と定免法とがあった。年貢は検地によって決められた貢租の基準に租率(免)を乗じて決定するものであるが、検地後に川欠永荒などで耕作できなくなったり、また年々の豊凶によってこの租率を決める方法を検見法といった。

しかし相当の年数が経過した後は、過去何年間かの収穫を平均しそれによって5年なり10年なりの租率を一定しておく方法もとられ、これを定免法という。定免法の場合でも特別風水害などで不作になった年には農民の方から願い出て検見を受けて年貢を軽減してもらうことができ、これを破免検見という。領主の方ではなるべくそれを防ぐため、検見の費用はすべて農民に負担させ、少しくらいの不作では検見を願い出ないよう仕向けた。

年貢の決め方として検見法と定免法のいずれが適切であるかの判定は難しい。定免は貢租額が決まっているから豊作の時はよいが、凶作になると農民たちは苦しくなる。支配者側は検見費用が節約できた。一方、検見法はその年の豊凶によって年貢が決まるので、農民たちにとってはよい方法と言えるかもしれないが、検見をする役人たちの中には年貢を軽くするという条件で賄賂を受けとって私腹をこやす者もあり、また検見の時には村をあげて接待をするといったことも行われていたようである。

年貢以外にも江戸時代の税の種類は多く、農民たちにとってかなり重税であったと思われる。しかし年貢など未進の場合には入牢され処罰されたが、その農民の親類縁者五人組などが借米をして未進分を納めれば釈放された。しかし翌年には借米とその利息でその生活は一層苦しくなり妻子を年季奉公に出したり家財を売り払ったりして償った。⁴⁾

（尾張藩の場合は実際に家収穫の6割を徴収するのではなく、検見が終わり収穫を報告する際に2割天引きして、その残りをその年の収穫高とし書き出すが、この天引きは収穫量でなく反別で2割引いた。⁵⁾）

3. 長野村の農家の家庭経営

(1) 長野村の土地

藩領は「蔵入地」と「給地」に大別されて支配されていた。「蔵入地」とは藩主の直轄地であり「給地」とは知行として藩士に給付された土地のことである。尾張藩は給地が多い藩で、長野村は竹腰山城守の采地（比較的家格の高い家臣に与えられる）であった。長野村の村高は前頁表2のように元高と概高という二つの高で表われている。概高というのは尾張藩特有のものである。

尾張藩は正保2年（1645）に、寺社領を除いた土地全般において「高概」を実施した。これは寛永11年（1634）以降10年間の平均年貢高を村ごとに調達し、年貢が村高に対して10分の4（租率40%）になるように村高を伸縮したものである。換言すると年貢高は従来通りとして、村高だけを変化せしめたのである。例えば村高100石で従来平均年貢高が60石の村であるならば租率は60%である。この60石の年貢高をすえおいて税率を40%となるように村高を150石としたのである。（次頁の式参照）

$$\left. \begin{array}{l} \text{村高} \\ \text{年貢} \end{array} \right\} \begin{array}{l} 100 \text{ 石} \\ 60 \text{ 石} \end{array} \rightarrow \text{税率} \quad \frac{60}{100} \times 100 = 60 (\%)$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{村高} \\ \text{年貢} \end{array} \right\} \begin{array}{l} x \text{ 石} \\ 60 \text{ 石} \end{array} \rightarrow \text{税率} \quad \frac{60}{100} \times 100 = 40$$

$$x = 150$$

100石=元高 150石=概高

これが「正保の四ツ概」といわれるものであり、これによって殆どどの村の村高が増加した。そして慶長の備前検地以来の高を「元高」といい、この四ツ概によって新たに決められた高を「概高」と称した。藩内ではもっぱらこの概高が用いられた。⁶⁾

(2) 長野村の年貢

幕末の年貢の実態を知ることのできる史料として「御物成勘定帳」がある。御物成勘定帳には、村高、年貢徴収率(免)、御取米(年貢米)、各家の持高とそれにかかる御取米などが記載されている。史料1は天保14年(1843)の「御物成勘定帳」の一部である。この御物成勘定帳は天保14年(1843)以外に弘化2年(1845)から嘉永2年(1849)のものが発見されている。表3は、これらの史料をまとめたものである。

〈史料1〉天保14年(1843)の御物成勘定帳

十二月 日	天保十四年 御物成勘定帳	(表紙)
----------	-----------------	------

一、高 六百四十四升五合 定免高 三ツ式ト取 寅年より辰年迄 三ヶ年当年八端免 御取米 一、百七拾八石七斗六升壹合 高式ツ九ト五厘九毛余	免 割	(本文)
---	--------	------

幕末の長野村では定免法によって年貢は決められていた。定免は天保14年(1843)から嘉永2(1849)までの間は、三ツ式ト(3割2分)と決められていた。しかしこの時期は不作続きで破免となる年が多く、弘化3年(1846)以外はすべて破免となり、実際の年貢徴収率は3割足らなくなっている。しかし前述のように決められた定免を破免とし、年貢を下げてもらうということは容易なことではない。役人による検見が必要となり、その費用を農民たちの方で負担しなければならない。次頁表4は破免となった年の検見にかかった費用をまとめたものである。年によって検見費用に差はあるが、だいたい4石から7石ぐらしかかったようである。これらと年貢をあわせると嘉永2年には188石3斗1升3合となり、

表3 幕末期の年貢徴収率

	定 免	年 貢 米	実 際 の 租 率
1843(天保14)	三ツ式ト(3割2分)	178石7斗6升1合	式ツ九ト五厘九毛(2割9分5厘9毛)
1845(弘化2)	三ツ式ト(3割2分)	171石9斗1升3合	式ツ八ト四厘六毛(2割8分4厘6毛)
1846(弘化3)	三ツ式ト(3割2分)	193石2斗9升5合	三ツ式ト (3割2分)
1847(弘化4)	三ツ式ト(3割2分)	180石4斗7升7合	式ツ九ト八厘七毛(2割9分8厘7毛)
1848(嘉永元)	三ツ式ト(3割2分)	178石2斗2升2合	式ツ九ト五厘 (2割9分5厘)
1849(嘉永2)	三ツ式ト(3割2分)	180石4斗7升7合	式ツ九ト八厘七毛(2割9分8厘7毛)

・「御物成勘定帳」により作成

表4 検見費用と年貢

	検見費用(X)	年貢米(Y)	検見費用+年貢米(X+Y)
1843(天保14)	5石	178石7斗6升1合	183石7斗6升1合
1845(弘化2)	4石3斗8升1合5勺	171石9斗1升3合	176石2斗9升4合5勺
1847(弘化4)	3石4斗4升	180石4斗7升7合	183石9斗1升7合
1848(嘉永元)	3石8斗8升 8勺	178石2斗2升2合	182石1斗 2合8勺
1849(嘉永2)	7石8斗3升6合	180石4斗7升7合	188石3斗1升3合

・「御物成勘定帳」により作成

殆んど定免の年貢に近い値となる。したがって当時の税制度が支配者側にとって巧みにできていたことがわかる。

年貢米というのは、村高に免を乗ずることによって決まる。しかし尾張藩ではこの村高が元高ではなく概高で表されていることに注意しなければならない。つまりこの『御物成勘定帳』に出てくる免というのは概高に対しての値である。既述のように概高というのは実際の収穫高とは無関係に石高を延伸したものである。実際の年貢徴収率は遙かに高くなり、農民たちの税負担はもっと重いものであった。そこで元高に対する租率を求めたところ表5のようになった。これらが示すように不作という状況にあっても収穫の約半分を年貢として納めていたことがわかる。幕府の天領内での年貢徴収率は四公六民⁴⁾といわれるように40%であったから、それよりはかなり高い率であった。

(3) 各家の持高の実態

表6は嘉永2年の長野村に住む農民たちの持高をまとめたものである。これによると持高5石以上10石未満の農家が非常に多く、次いで持高1石以上5石未満と持高10石以上15石未満の農家が多くしたがって小中高持層の農家が多いといえる。『尾張徇行記』に「比村ハ(中略)高二準シテハ戸口少クシテ佃カ不足次郎丸村へ田畝ヲ掟ルトナル、小白姓バカリニテ持高ハ平準ノ所ナリ」⁷⁾とある。だいたいこの内容を裏づけるような結果となっているが、幕末期には持高30石以上の地主もいる。しかし、この表の持高も概高であるので、実際の農家の経営規模は

表5 元高に対する租率

元高 385石3斗1升7合

	実際におさめた年貢米	実際の租率
1843(天保14)	178石7斗6升1合	46.39(%)
1845(弘化2)	171石9斗1升3合	44.62
1846(弘化3)	193石2斗9升5合	50.17
1847(弘化4)	180石4斗7升7合	46.84
1848(嘉永元)	178石2斗2升2合	46.25
1849(嘉永2)	180石4斗7升7合	46.84

・実際の租率は小数第3位で四捨五入してある

表6 長野村の農民たちの持高

持高	戸数	全体に対する割合
30石以上	2(戸)	3.3(%)
25石以上 30石未満	2	3.3
20石以上 25石未満	3	5.0
15石以上 20石未満	5	8.3
10石以上 15石未満	8	13.3
5石以上 10石未満	23	38.3
1石以上 5石未満	9	15.0
1石未満	7	11.7
無高	1	1.7
合計	60	99.9

・持高は概高で表してある
 ・全体に対する割合は小数第2位で四捨五入してある
 ・ここでの持高は嘉永2年(1849)のものである

表7 持高が増加した農家

戸主名	天保14 (1843)	弘化2 (1845)	弘化3 (1846)	弘化4 (1847)	嘉永元 (1848)	嘉永2 (1849)	増加した持高
半右衛門	28石 4升8合				30石 4升8合		2石
文右衛門(北)	22石4斗8升4合		27石8斗8升4合				5石4斗
新之右衛門	20石 3升	20石5斗3升					5斗
平左衛門	16石8斗7升5合					18石 8升5合	1石2斗1升
惣左衛門	16石7斗4升1合				17石7斗4升1合		1石
藤右衛門	13石1斗1升9合				14石1斗1升9合		1石
新蔵	12石2斗7升7合		13石2斗7升7合			14石 7升7合	1石8斗
松蔵	12石 2升6合			13石 2升6合	13石5斗5升2合	13石5斗5升9合	1石5斗3升3合
勇左衛門	9石6斗7升2合	9石8斗4升5合					1斗7升3合
弥右衛門	8石5斗3升4合	9石1斗3升4合					6斗
勝蔵	8石4斗3升3合	9石4斗3升3合					1石
増蔵	8石2斗3升3合	9石5斗5升3合	10石5斗5升3合			11石3斗9升8合	3石1斗6升5合
平治郎	7石 7升6合					7石1斗4升3合	6升7合
清蔵	6石8斗5升6合				7石 1升8合		1斗6升2合
定平	6石6斗4升4合				6石7斗1升1合		6升7合
文右衛門(南)	6石2斗5升3合					8石7斗9升	2石5斗3升7合
文七	5石6斗8升					9石8斗8升	4石2斗
文左衛門	4石1斗1升1合					4石6斗1升1合	5斗

『御物成勘定帳』により作成

表8 持高が減少した農家

戸主名	天保14 (1843)	弘化2 (1845)	弘化3 (1846)	弘化4 (1847)	嘉永元 (1848)	嘉永2 (1849)	減少した持高
幸左衛門	22石8斗8升3合	20石3斗8升3合					2石5斗
友蔵	20石8斗4升9合		18石8斗4升9合				2石
吉蔵	14石7斗5升					9石5斗5升	5石2斗
吉右衛門	12石7斗4升8合	11石7斗4升8合					1石
平右衛門	10石5斗7升6合		7石1斗7升6合				3石4斗
新右衛門	6石4斗2升8合				4石9斗 2合	3石9斗 2合	2石5斗2升6合
徳右衛門	5石9斗6升2合				5石2斗9升3合		6斗6升9合
和平	5石1斗9升7合	3石4斗 6合		2石4斗 6合			2石7斗9升1合
勝助	4石5斗3升7合					3斗1升	4石2斗2升7合
忠治郎	3石9斗 5合			3石4斗 5合			5斗
重右衛門	2石6斗8升2合				6斗8升2合		2石
権六	5斗 7合					5斗	7石

『御物成勘定帳』により作成

表9 持高が増加，減少した戸数
(天保14年～嘉永2年)

持高	総戸数 (Z)	増加した戸数 (X)	割合 ($X \div Z \times 100$)	減少した戸数 (Y)	割合 ($Y \div Z \times 100$)
20石以上	8 (戸)	3 (戸)	37.5(%)	2 (戸)	25.0(%)
15石以上20石未満	3	2	66.7	0	0
10石以上15石未満	10	3	30.0	3	30.0
5石以上10石未満	24	9	37.5	3	12.5
5石未満	14	1	7.1	4	28.6
	59	18	30.5	12	20.3

- ・「御物成勘定帳」により作成。
- ・ここでの持高は天保14（1843）年のものである。
- ・割合は少数第2位で四捨五入してある。

もっと小さかった。（なお、長野村の人別改帳は、他藩の宗門改帳でみられるような百姓と水呑、抱⁸⁾等の記載はない。）

江戸時代は土地に関する規制が多かった。土地を他の人と売買してはいけないという「田畑永代売買禁止令」、持高10石未満の農家は分家を許さない「分地制限令」さらに尾張藩では長男・次男以外に分家を許してはいけないといった触書があった。これが守られていれば農家の持高には殆んど変化が起きることはない。しかし実際には持高* の変化した農家は多かった。表7, 8, 9は天保14年から嘉永2年にかけて持高が増加，減少した戸数である。これから次のようなことがわかる。

- ① 持高の多い農家は持高が増加しているところが多く、土地が地主層に集中していく。
- ② 5石以上15石未満の中高持層では持高をふやして経営規模を大きくしていくもの、持高を減らして小高持層になっていくものの二つに分かれていく場合が多い。
- ③ 小高持層は、零細農家に没落していくことが多い。
- ④ わずか6年の間ではあるが、持高の変化のある農家が多い。

以上のような持高の変化が起きるのは、年貢を納めることができなかった農民たちが、その年だけをしのぐために米の余裕のある地主層から米を借りてなんとかその年の年貢を納めるが、次の年にはまた年貢もあり、借りた米やその利息を返すことができなくなり、代りに土地を売ってしまうからである。このようにして幕末期には地主・小作人が発生し階層分化がすすんでいったのである。

(4) 長野村の地主と小作人との関係

長野村も農民たちの階層分化がすすみ、地主・小作人の関係が多く存在していたようである。地主と小作人の関係を知ることでできる史料として『御年貢米納所切訳帳』がある。これは田畑の売買・質入れが頻繁に行われていたために、年貢上納の名義上の責任者と実際の田畑の保有、耕作者が別個である事情が一般的となり、年貢上納の百姓相互間における清算が必要とされたことから作成された帳簿である。

この史料からわかる他の人の土地を借りて耕作している者の数は表10のとおりである。

* 高……太閤検地によって始まり、以後近世幕藩体制の基礎を支えた高持百姓は、高という形の家産をもつ「家」の代表者＝家父長であった。高持百姓の持高は父子累代相伝を原則とし、高＝家の存在を示した。⁹⁾

長野村 60 戸余りのうち、その約 80% に当たる 50 戸ほどが同じ村内の百姓と地主・小作人の関係にある。殆んどが小地主ばかりで、純小作者は十数戸から土地を借りて耕作している。長野村だけでは人手が足りないためか、隣村である治郎丸村、国府宮村(図1参照)の百姓にも小作に出している。

(5) 小 作 料

小作料は「預り米」「掬米」「作徳米」「年貢米」などいろいろな呼称があった。

またその額面も村ごとに違っており、取立法についても、地主が領主へおさめる貢租と小作料の合計額を小作人からとって、その中から貢租を納める場合と、小作人が貢租は領主へ、小作料は地主へそれぞれ納める場合とがあり¹⁰⁾、長野村では前者の形が多かったようである。

小作料額を含めた小作条件は、書面による契約の形をとることが極めて少なかったので小作料をつかむことは難しい。長野村についてもこうした契約書は見つかっていない。小作料も実際にどれくらいのものであったかを知ることは難しいが、農民間で交わされた貸借における証文の中に掬米についての記録がある。(史料2)¹¹⁾ これらを整理して表11aを作成してみた。次頁表11aの正徳米が小作料にあたる。ここでわかることは田畑の石高

表10 長野村における小作人数

	長野村 小作人数	治郎丸村,他村 小作人数
1851 (嘉永4)	52 人	12 人
1853 (嘉永6)	50	19
1854 (嘉永7)	51	19
1857*(安政4)	49+α	12+α
1858 (安政5)	50	18

* 1857年については破れ部分があるため正確な数はつかめない。
・「御年貢米納所切訳帳」により作成

<史料2>¹¹⁾ 掬米について

残り
八斗三升 正徳米
右之金子当年暮諸上納ニ差語り、借用申廻
実正ニ御座候、返済之儀者来ル末十一月廿
日限元利共急度返済可申候、右金子之儀者
別段之御訳合を以御取次被下候御事ニ付、
田畑干損水損仕候共、其儀ニ者拘り不申、
彼是不申上、比金子ニおみて年賦等之儀者
勿論御願不申上、御約定日限ニハ急度返済
可申候、若差懸り御入用筋等有之候ハ、
廿日程以前御沙汰被成下候ハ、元利共取

借用申金子之事
一、金五両者 元金也
但シ利足金志両ニ付 壹ケ月銀六分ツ、之極
比引当
高五石目
田畑三反式畝
掬米三石三斗三升
内 御年貢并御三役銀
村下用引
式石五斗
八斗三升 正徳米

午十二月
右借用金約定日限若及遅退候ハ、右引当
地所私御引受即刻元利共取揃返済可申候、
仍之奥印仕差上申候如件
右村庄屋
半右衛門 (印)

安政五年
午十二月
中嶋郡長野村
借主 忠治郎 (印)
与平治 (印)
政七 (印)
権六 (印)
弥兵衛 (印)
仲藏 (印)
孫藏 (印)
證人 親類 惣左衛門 (印)
組頭 芳藏 (印)
同断 平左衛門 (印)
庄屋 半右衛門 (印)

揃返済可申候、尤比金子ニ付、公義を奉始
尾張様并 御上より如何様之御触御座候共、
其御儀ニ者拘り不申、急度返済可申候、仍
之連判手形如件

表11a 史料2の「借用の証文」にみられる
掬米・正徳米

高 5石 (a)
田畑面積 3反2畝
掬米 3石3斗3以 (b)

	御年貢・三役銀 村下用	正徳米	(a) - (b)
石高	2石5斗	8斗3升	1石6斗7升
比率	50 (%)	16.6 (%)	33.4 (%)

表11b 史料2による小作人の
取り分の算出方法

田畑面積 3反2畝
田の面積 1.39反 (田の面積：畑の面積
畑の面積 1.81反 = 1 : 1.3)
田の収穫量 2石 8升5合
畑の収穫量 2石1斗7升2合
田畑収穫量 4石2斗5升7合

	御年貢・三役銀 村下用	正徳米	収穫量一掬米*
石高	2石5斗	8斗3升	9斗2升7合
比率	58.7 (%)	19.5 (%)	21.8 (%)

* 掬米：史料2による。
収穫量一掬米=小作人の取り分 (21.8%)

に対して66.6%，つまり3分の2が貢租と小作料になってしまうということである。小作人の取り分は出来高から掬米を引いた分である。実際小作人の取り分はどれくらいあったか、参考のため推計してみたのが表11bである。

長野村は畑の多い村であり、その比率は田1に対して畑1.3である。史料2の事例の田畑3反2畝の田畑面積の比率はわからないので、この田：畑=1：1.3に従ってそれぞれの面積を決めると田の面積は1.81反となる。1反当たりの収穫量を田は1.5石¹²⁾、畑は1.2石¹³⁾として、この事例における田畑の収穫量をもとめる。表11bによると、小作料(地主の取り分)は19.5%となり¹⁴⁾小作人の取り分は21.8%となる。

(6) 農家の経済

これまでみてきたように農民に対する課税は非常に苛酷なものであった。しかし農民た

表12

		30石以上	25石以上 30石未満	20石以上 25石未満	15石以上 20石未満	10石以上 15石未満	5石以上 10石未満	1石以上 5石未満	1石未満	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
家 族 員 数	1人						1	1	4	6
	2				1	2	1	1	1	6
	3					1	2	1		4
	4			1	1	1	3	4	1	11
	5	1戸		1			10		1	13
	6	1		1	1	2	4		1	10
	7		1		1	2		2		6
	8		1		1		2			4
計	戸数 人数	2 11	2 15	3 15	5 27	8 37	23 111	9 36	8 21	60 273

- ・人別改帳により作成
- ・持高は嘉永2年(1849)のものである。

あつまきであったかがわかる。¹⁶⁾ このように当時は種粃としてかなりの量の米をとっておかなければならなかったのである。

持高の少ない小作人は米を得るために地主の土地を耕作した。しかし小作人の取り分は前述のように収穫高の20%程度である。1石の米を得るためには5石以上の収穫高が必要である。小作をすることで多少の米を得ることはできたであろうが、十分な食料にはならなかった。

このような経済状態であったから農家では現在のように白米の御飯を食べることはできず、麦・黍・粟・大根を多量に混ぜた雑炊を食べていた。¹⁷⁾ 史料3¹⁸⁾ は、長野村の畑作物を記録したものである。これにより粟・黍・大根などが生産されていたことがわかる。これらが農民たちの貴重な食料になったのであろう。

機械化されていなかった当時の農作業は現代に生きている私たちには想像もできないほど大変なものであったに違いない。しかし、その労働をするだけの十分な食事さえもできないほど農民たちの経済状態は苦しいものであった。

7) 事例研究

㊤ 税の負担には耐えきれず、土地を手放して小作農として生活していかなければならなかった農民たちが長野村にも多くいた。その1例として重右衛門一家をあげておく。

重右衛門は(表8の下から2つ目)、弘化4年(1847)までは持高2石6斗8升2合の高持百姓であった。しかし嘉永元年(1848)には、その持高は6斗8升2合になっている。さらにこの次の年に戸主である重右衛門はなくなり、重右衛門の女房と幼い子どもたち4人が残った。6斗8升2合の持高ではとても一家5人の生活は成り立たない。重右衛門がなくなるとすぐ、子どもたち3人(16歳, 14歳, 11歳)を奉公に出していることが、嘉永3年(1850)の人別改帳によってわかる。¹⁹⁾

㊦ 尾張地方の“わらべうた”に次のようなものが残されている。

三日間も続く公休日は盆と正月だけであり、奉公人たちは、お給金やお仕着せをもらって泊りがけで親の元へ帰ることのできるこの日を心待ちにしていた。しかし今日はもう16日。あしたからまた働かなければならないと思うと心が萎えるという歌である。当時の奉公のつらさがよくあらわれている。²⁰⁾ こうした奉公にわずか10歳の子どもを出さなければならなかった母親の気持ちを考えてとやりきれないものがある。

ぼんよ ぼんよ
盆よ盆よと盆待ちかねて
今日はお盆のお十六日よ
あしたは野山の萎れ草
あしたは野山のしおれ草
萎れて草をどンドン刈れば
草刈りの鎌の柄が折れた
草刈りの鎌の柄が折れた

Ⅲ. む す び

幕末における長野村の農民の生活はどのようなものであったか、経済状態という側面から長野村に残された古文書の分析を通して考察をすすめてきた結果、江戸時代の農民たちは、私たちの想像以上に悲惨な生活を送っていたことがわかる。

すなわち農民たちは、収穫した作物の半分を年貢をはじめとするいろいろな税のために支配者層に納めなければならなかった。一方、支配者側も安定した収入を得るために、巧妙な方法で農民から税をとっていった。

幕府の政策により農民たちは高持百姓として独立した。しかし税の負担には耐えきれず土地を手放して小作農をして生活していかなければならなかった農民たちが長野村にも多くいた。その一例として重右衛門一家をあげておいた。

本文で述べたように厳しい生活をしてきた農民たちに対して、幕末の混乱期にはさらに重い負担が課せられた。それは、和宮降下の行列が当地方を通過する際の費用、人足などが割り当てられたり、²¹⁾ 長州征伐においても人足が繰り出されていたからである。²²⁾

慶応3年(1867)幕府は倒れ、明治という新しい時代がはじまった。明治になり四民平等、地租改正などにより、農民にとってもあらゆる面において変化があったと考えられる。今後は維新後の農民たちの生活を分析し、江戸末期の生活との比較をしてみたいと思う。

なお、本稿では紙幅の都合で長野村における農家の家庭経営の面について報告したが、次回には、長野村における農民の家庭生活のうち、婚姻関係について報告したい。

(平成元年9月13日受理)

引用文献および注

- 1) 土方春代：長野村史 資料編，1～29 1976～1978年
- 2) 小島廣次ほか編『新修稲沢市史』資料編13，近世地方4 新修稲沢市史編纂会 1988年 2～210頁
- 3) 佐々木隆美ほか「第1章概観」稲沢市役所『稲沢市史』所収 1968年 9頁
- 4) 児玉幸多：近世農民生活史 吉川弘文館 1957年 35頁以下
- 5) 徳川義親『尾張藩石高考』徳川政史研究所 1959年 242～245頁
- 6) 日下英之：「第四章近世」前掲 稲沢市役所『稲沢市史』所収 1968年 107.108頁
- 7) 山村敏行編纂『尾張徇行記中』愛知県教育会 1935年 822頁
- 8) 大石慎三郎：近世村落の構造と家制度増補版 御茶の水書房 1976年 108頁以下
- 9) 竹田聰洲：「近世社会と仏教」岩波講座「日本歴史9」所収 276頁 1975年
- 10) 吉川 茂：「第4章近世」今伊勢町史』所収 1971年 364,365頁
- 11) 小島廣次ほか編 前掲『新修稲沢市史』209頁
- 12) 当時の1反当たりの米の収穫量はわからないが、明治6年地租改正では平均1.6石といわれている(山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店，1934年 186頁)が、本稿ではそれよりやや少ない1.5石とした。
- 13) 慶長検地において上田1.5石に対して上畑は1.2石であったが、本稿では畑の方は1.2石とした。
- 14) 吉川 茂：前掲『一宮市今伊勢町史』372頁に引用されている安藤精一氏によると「江戸時代の農民」で備中国(岡山県)の場合の小作料を19%とされているが、長野村の場合でもそれに近い数字となった。
- 15) 西垣繁一『稲沢市農業の変遷1』新修稲沢市編纂会 1981年 53頁
- 16) 西垣繁一：前掲書 65, 66頁
- 17) 西垣繁一：前掲書 54頁
- 18) 小島廣次ほか編：前掲『新修 稲沢市史』34頁
- 19) 上掲書 58頁
- 20) 河原嘉助編集：『尾張わらべうた』泰文堂 1981年 174, 175頁
- 21) 上掲「新修稲沢市史」359頁以下
- 22) 上掲書 374頁以下

参 考 文 献

- 1) 大竹秀男：封建社会の農民家族 改訂版 1982年
- 2) 中村吉治：家の歴史 農山漁村文化協会 1978年
- 3) 速水 融：江戸の農民生活史 日本放送出版協会
- 4) 宮川 満：家族の歴史的研究，日本図書センター 1983年
- 5) 大口勇次郎，速水 融：日本古文学講座7 近世編Ⅱ 雄山閣 1977年